

小型船舶安全対策検討委員会・ライフジャケットの着用推進等に関する会議 第2回合同会議

議事次第

日時： 平成28年5月23日（月）14:00～16:00

場所： 中央合同庁舎第4号館12階1208特別会議室

議事

1. ライフジャケットの着用義務範囲の拡大に係る手続きの進捗について
2. ライフジャケットの着用しやすさ・入手しやすさの向上について
3. ライフジャケットの着用率向上に向けた効果的な周知啓発活動の方法について
4. 今後の予定について
5. その他

資料一覧

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 資料1 | ライフジャケットの着用義務範囲の拡大に係る手続きの進捗状況 |
| 資料2 | 第1回合同会議における意見の整理 |
| 資料3 | ライフジャケットの着用しやすさ・入手しやすさの向上について |
| 資料4 | 着用率向上に向けた効果的な周知啓発活動について |
| 資料5 | ライフジャケットの着用義務範囲の拡大に向けての着用推進策 |
| 資料6 | 久宗委員提案資料 |
| 資料7 | 協力依頼事項 |
| 資料8 | 周知啓発活動に係る今後の予定（案） |
-
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 参考資料1 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正について |
| 参考資料2 | 小型船舶用膨脹式救命胴衣の保守・点検マニュアル |

「小型船舶安全対策検討委員会」・「ライフジャケットの着用推進等に関する会議」 第2回合同会議 委員名簿

(委員)

(五十音順、敬称略)

一般社団法人 日本船舶品質管理協会 業務部長 (代理出席)	池上 敦
公益社団法人 日本海難防止協会 海上安全研究部長	大内 勝美
公益財団法人 日本セーリング連盟 事務局長	大村 雅一
マリinjaーナリスト	桑名 幸一
一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター 代表理事長	小坂 智規
レディースフィッシングクラブ of Japan インストラクター	小島 和子
全国共済水産業協同組合連合会 統合企画部 職員 (代理出席)	五所 直樹
一般財団法人 中央漁業操業安全協会 専務理事	小林 哲郎
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産工学研究所 主任研究員	佐伯 公康
日本小型船舶検査機構 業務部長	重富 徹
漁船保険中央会 保険業務部長	菅原 公章
小型船舶関連事業協議会 第1・2部会長	高田 義則
全日本海員組合 水産局長	高橋 健二
一般社団法人 全日本釣り団体協議会 参事	高橋 高美
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産工学研究所 生産システム開発グループ長	高橋 秀行
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会 特定事業本部 試験部長	田辺 晃
国立研究開発法人 海上技術安全研究所 海難事故解析センター長	田村 兼吉
船員災害防止協会 安全管理士 (代理出席)	長谷川 澄
高崎経済大学 経済学部経済学科 教授	久宗 周二
一般社団法人 日本マリン事業協会 舟艇技術室長	本田 悟
一般社団法人 大日本水産会 漁政部 業務課長 (代理出席)	馬上 敦子
全国漁業共済組合連合会 総務部長	湯浅 元
株式会社舵社 部長	吉原 純夫
全国漁業協同組合連合会 漁政部長	若林 満

(行政機関)

(敬称略)

水産庁漁政部 企画課長	菅家 秀人
水産庁資源管理部 漁業調整課 沿岸・遊漁室長	齋藤 晃
海上保安庁警備救難部 救難課長	栗津 秀哉
海上保安庁交通部 安全対策課長	江口 満
国土交通省海事局 安全政策課長	金子 栄喜
国土交通省海事局 船員政策課 労働環境対策室 安全衛生係長 (代理出席)	佐合 俊久
国土交通省海事局 船舶産業課 舟艇室長	金子 純蔵
国土交通省海事局 検査測度課 課長補佐 (代理出席)	西 敏英
国土交通省海事局 海技・振興課 企画調整官 (代理出席)	石田 康典

小型船舶安全対策検討委員会・ライフジャケットの着用推進等に関する会議 第2回合同会議
議事要旨

○冒頭、海事局 加藤技術審議官から挨拶。

○資料1に基づき、海事局から、ライフジャケットの着用義務範囲の拡大に係る手続きの進捗について説明。

事務局) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に関するパブリックコメントを5月16日から6月15日まで行っている。改正は、小型船舶の暴露甲板に乗船している場合にも原則としてライフジャケットを着用させることを義務付ける内容である。これまでは転落に備えた措置を講じている場合は適用除外としていたが、これに加え、転落のおそれが少ない場合も適用除外とする予定。適用除外対象の詳細は、パブリックコメントの結果も踏まえて検討する。6月下旬から7月にパブリックコメントの状況に応じて第3回会議を開催する予定であるが、大きな方針の変更がなければ結果をメールするなどして対応させていただく。その後、7月下旬に改正省令を公布し、1年以上の周知期間を置いた後、平成29年7月以降に改正省令を施行する予定である。

田村委員長) 引き続き手続きを進めるということで、ご了解いただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○資料2及び3に基づき、海事局から、ライフジャケットの着用しやすさ・入手しやすさの向上について説明。

事務局) 資料2に第1回合同会議で委員から頂いた意見を整理した。前回頂いた、着用しやすさ・入手しやすさの向上、周知啓発の方法、制度のあり方などに関する様々な意見を踏まえ、案として今回の資料を作成している。第1回合同会議で合羽型のライフジャケットを認められないのかという質問があった。普通の合羽の内側に浮力体を貼り付けたものだと合羽自体に強度を持たせるために強度試験が必要であるが、浮力体を分けて評価できる構造の場合、浮力体部分が十分な強度を有していれば、外側の合羽への材料の強度試験は必要ない。こういったことを踏まえて、メーカーにおいては合羽型のライフジャケットの開発を進めていただきたい。3ページのライフジャケットランキングの公表については、客観的な評価基準を作成し、年に1回、市場に流通するライフジャケットを評価し、ランキング形式にして公表することを提案するものである。ユーザーはニーズに応じた良いライフジャケットを入手できるようになり、メーカーに対してより良い製品を開発していただくことにもつながる。さらに、海事局と小型船舶関連事業協議会で着用しやすいライフジャケットの開発・普及を検討するための会議を行っていききたい。

中央漁業操業安全協会（小林委員）膨張式のライフジャケットを合羽の内側に着ることについて、現在は取扱説明書で合羽の上に着るようにとされているが、着用しやすさの向上の中で、何らかの解決をしていけるとよい。

事務局）会議の中で検討していきたい。

小型船舶関連事業協議会（高田委員）資料3の中に新艇への膨張式備付けの推進とあるが、固型式も含めてという理解でよいか。

事務局）できる限り着やすいものを新艇に積んでいただければという趣旨である。膨張式を想定していたが、固型式でも着やすいものを積んでもらえればよい。

田村委員長）より着用のしやすいライフジャケットの実現に向けて引き続き取り組んでいただきたい。

○資料4に基づき、海事局から、着用率向上に向けた効果的な周知啓発活動について説明。

事務局）着用の義務化や着やすさ・入手しやすさの向上だけでなく、効果的な周知啓発を行うことにより、個人の安全意識を向上させることが極めて重要。安全意識の向上を妨げる要因として、自分が落ちるとは思わないという当事者意識の希薄さ、落ちるとどうなるのかを理解・想像していないという危険に対する感性不足が考えられ、これらを覆すための地道な意識改革が必要である。イベントの開催は対象者が少ないが、メディアへの露出を狙うことができる。一方で、免許証更新講習や船舶検査は全員に働きかけることができるため個人への有効な周知啓発ができる。このような階層に応じた安全意識の向上策を講じていきたい。具体的には、①ライフジャケットの着用促進に関する標語やライフジャケットに関係する写真・動画の募集、イベントによる表彰、②講習会等で利用可能なデータ、教材、資材等の共有、③着用義務化を周知するためのマリーナ、漁協、関係団体へのポスター・パンフレットの配布、④免許保有者や関係者が目にする書面、広報紙、チラシ、封筒、名刺、メール署名などにロゴを印刷することによる刷り込み運動、⑤免許証更新講習における講習用ビデオやテキストに海中転落の恐怖を認識させる映像・写真を記載、⑥船舶検査の際に膨張式ライフジャケットのメンテナンスの重要性を周知するといった案を考えている。

○資料5に基づき、水産庁から、着用義務範囲の拡大に向けた着用推進策について説明。

宮内課長補佐）安全な漁業労働環境確保事業により実施している漁業カイゼン講習会等において、着用義務範囲の拡大についての制度改正ポイント等の紹介やライフジャケットの種類や特性の紹介などを行い、内容を充実する。また、毎年10月の全国漁船安全操業推進月間において、ポスターの内容充実・ホームページへの掲載、着用状況調査を実施する。さらに、改正省令の公布後に都道府県や関係団体に周知文を発出するとともに、都道府県漁業協同組合連合会の担当者や都道府県の水産主務課長を参集する会議等において周知活動を依頼す

る。加えて、平成 20 年に作成した漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドラインを改訂するため、平成 28 年 9 月に研究会を開催し、平成 29 年 3 月に改訂版ガイドラインを公表する予定。平成 25 年度から水産工学研究所に委託して実施しているライフジャケット着用向上のための調査については、平成 29 年度にとりまとめを行い、漁業現場に応じた適切なライフジャケットの選定方法等を漁業関係団体に提案するとともに、着やすいライフジャケットを追求していく予定。そして、ポスター・パンフレットの配布、ホームページの充実、広報紙への掲載、海中転落時にライフジャケットの位置が把握できる装置の普及、漁協による着用推進の優良事例の表彰制度の創設を予定している。

○資料 6 に基づき、久宗委員から説明。

高崎経済大学 久宗委員) 現場からの問題点をお聞きしたところ、漁師の中には漁労中は作業用救命衣を着用しているが、船舶検査のためだけに A タイプのライフジャケットを載せているので無駄に感じている、ウェットスーツを着けてアワビ漁をしている場合にもライフジャケットを着用しなければならないのがある。また、テレビ局が漁業の操業風景を映す際に、漁師さんがライフジャケットを着けていない映像も度々見る。マスコミに対して、操業中はライフジャケットを付けることが義務付けられているので、着けている映像を流すように要請すべきである。考えられる施策として、ポスター・パンフレットだけでは周知に止まるため、自分たちで意識して活動することが必要である。船員向け自主改善活動は、水産庁は安全な漁業労働環境確保事業として、国土交通省は第 10 次船員災害防止基本計画の事業として、自主改善活動指導員の養成を行っているが、この中で、ライフジャケットの着用の推進をより強調したほうが良い。また、労働安全衛生マネジメントシステムを厚生労働省・国土交通省が推進しているが、特に、WIB 式船内向けの労働安全衛生マネジメントシステムは簡便、低コストで効果がある。既に島根県と岩手県で取り組んでおり、こういった活動を拡大し、安全を推進していくことが必要。先ほど標語募集という話があったが、「いつも、必ず、乗る時には、しっかり着けて、お互いに、確認しましょう、ライフジャケット」の頭文字を取って、「いかのしおから」という標語を考えた。漁業や船と関係ないものは覚えにくいですが、例えば、海に関係のある塩辛を配れば思い出す効果があり、マスコミへの周知効果もある。1 つの案として提案させていただく。

○資料 7 に基づき、海事局から、協力依頼事項について説明。

事務局) 周知啓発活動について、関係団体で協力できることがあれば提案頂きたい。具体的には、①標語・写真等の募集の周知、表彰イベントへの協力、②講習会等で利用可能なデータ、教材、資材の共有、③ポスター・パンフレットの配布、④書面、広報紙、チラシ、名刺、メール署名等へのロゴの印刷可否についてご検討頂きたい。

○以下、各委員より発言。

日本海洋レジャー安全・振興協会 田辺委員) 免許証更新講習においてパンフレットを配布するという話があったが、いつも送られるパンフレットが足りないので、全員分(年間の免許証更新講習受験者数は25万人)のパンフレットを送ってほしい。また、海中転落の恐ろしさが伝わるような講習とすることについて、効果としてはあるかもしれないが、海洋レジャーから人が離れてしまう懸念があるため、着用していたから助かったというようなポジティブな内容の周知としてほしい。

全日本海員組合 高橋委員) 安全意識の向上を妨げる要因として、自分が落ちるとは思わない、落ちるとどうなるのかを理解・想像していないとあるが、そのとおりだと思う。海に落ちることを想定した上で、生きて帰るのだという意識改革を行うことが必要。皆様と協力して取り組んでいきたい。また、地道な活動も必要だが、もう少し厳しい罰則も必要ではないか。

全日本釣り団体協議会 高橋委員) 水産庁による周知文の発出先に、全日本釣り団体協議会を入れてほしい。また、海事局が作成する講習会用のビデオについて、当協議会の講習会で使いたいので完成したらいただきたい。

日本マリン事業協会 本田委員) アメリカのコーストガードの2015年の事故報告によると、4,158件の事故により626人の死者が発生し、そのうち85%がライフジャケットを非着用であったとのことである。

中央漁業操業安全協会 小林委員) 先ほど罰則の話が出たが、今回の改正で罰則はどうか、また、取締りはどうか。

事務局) 現在、ライフジャケットの着用義務違反者には2点の点数が課され、点数がかさむと免許停止になる。ただし、講習を受けると点数が減るという制度になっている。今回の改正では、パブリックコメントの結果どのようになるかは分からないが、基本的に現行制度のままとすることを考えている。

レディースフィッシングクラブ of Japan 小島委員) 自分が着けているライフジャケットがどのくらい自分を守ってくれるのかを分かってもらうため、例えばプールに人を集めてどのくらい浮くのかを見せるイベントがあればよい。親子に安心してもらえるといい。また、今日(5月23日)のNHKおはよう日本の「横浜に現る 平成の一寸法師」という特集で、空気を膨らませた板の上に立ち、パドルでこいで、ゆっくりと川の上を進むスタンドアップパドルボード(SUP)が紹介されていた。この放送中、スタンドアップパドルボードの上に背広姿で座っている人が映っており、ライフジャケットを着けていないように見えた。メディアによる放送は、身近に目にするものであるため、できる限りライフジャケットを着けている姿を放送するように働きかけるべき。

マリンジャーナリスト 桑名委員) ライフジャケット着用への理解を船に乗る人だけでなく、広く一般の人に知らしめるためには、子供の視点や女性の視点も有効だと思うので、標語・写真等の募集をぜひ実現してほしい。また、アメリカではカッコいいなと思わせるデザインのライフジャケットがたくさんある。ライフジャケットランキングの資料にもデザイン部門とあり、絶好のタイミングなので、ぜひ国内のメーカーにも着てみたいと思わせるものを商品化してもらいたい。

小型船舶関連事業協議会 高田委員) 小型船舶にライフジャケットを積み始めてから約 40 年経った。初期の頃は、ライフジャケットは着るものではなく積んでおくものだという客の意識が強かったが、20 年ほど前から漁船や小型船の事故を経て、使いやすいものという要望が強くなり、着やすいもの・動きやすいものを開発するよう各メーカーとも工夫してきている。ここで皆さんにご理解しておいて頂きたいこととして、ライフジャケットは、通常使用する環境と実際に機能を必要とする環境が大きく違い、水中での機能をどうしても優先せざるを得ない部分があること。船上での着やすさも必要ではあるが、本来は海中で初めて有効になるものである。また、浮力もよく議論されるが、表面上の浮力というのは、そのライフジャケット本体を完全に水没させた時の浮く力のことを指していること。一方で、実際に使われる場合は人が着用するもので、人の大部分は水でできていて比重は 1 に近い。例えばお風呂では指一本程度の力で体を浮かせた経験のある方もおられると思う。そのため、全没させた表示上の浮力と、人が浮くために必要な浮力は意味合いが違ってくること。もう 1 つは、世の中には様々なライフジャケットがあるが、現在の小型船舶安全規則にあるライフジャケットは A タイプから G タイプまであり、色々な安全性を加味して性能が決められているので、少なくとも適用されるライフジャケットのタイプは A から G をイメージしている。先ほど話があった飛び込み試験については、各地でかなり実施しているので、お声がけ頂ければ協力したい。

高崎経済大学 久宗委員) ライフジャケットがどのように開くのか、太った人が自分は助かるのかといった疑問に対しては、海上保安庁や船員災害防止協会がサバイバル訓練を行っており、動画が YouTube などにもあると思うので、そういうものを見て安心していただくとよい。また、以前放送された日本テレビ系列の NNN ドキュメントで、沖合底引き漁船の海難を取り上げた回では、冒頭、市場に棺桶が来て家族が泣き崩れるところが流れ、漁業者は泣きそうな目で見ていた。今から船に乗ろうとしているレジャーの人にはインパクトが大きいかもしれないが、せっかくの機会なので、効果的な周知をしていくために、漁業者の人には家族が苦しむという事実を強調し、このようにインパクトのある映像を使ってはどうか。そこまですれば、「意識の改革」につながるかもしれない。

全国漁業協同組合連合会 若林委員) 全漁連も引き続き、水産庁の指導も頂きながらさらにパワーアップして活動していくが、大事なことが 2 点ある。より現場に近いところで活動することと、継続して活動することである。都道府県単位での協力を頂いて、陸上交通安全対策

のような地域ぐるみの取組み体制を整えていただきたい。国からも働きかけていただいて、浜に近い活動を継続してほしい。

大日本水産会 馬上業務課長) 大日本水産会も水産庁の支援を頂きながら、平成 19 年から飛び込み訓練を行っている。県漁連や現場の組合の方にも協力頂きながら、年間数回はサバイバル訓練を行っているが、講師がいないこともあり海上保安庁の方を探したりしていた。小型船舶関連事業協議会の高田委員から協力頂けるという話を頂きありがたい。現場に近いところで取り組んでいきたい。

マリンスポーツ財団 増田) ライフジャケットを着てもらうためには、環境、知識、心の 3 つの要素が必要。義務化しても心で必要だと思わなければ着てもらえない。また、データを正しく示すだけではなく、楽しく伝えなければ人は動いてくれない。これまでも死亡率・生存率はデータとして示されており、既に着ないと危ないということは何となく分かっていると思うが、それでも着てもらえない状況である。さらに、2010 年に発信された情報は、世界の砂浜にある砂の数ほどあると言われており、自分が見たい情報しか見ない状況にある。こういったことを踏まえて、イベントの案を 3 つ紹介する。1 つ目は、写真や動画を投稿してもらう方法。これにより、情報が届かない分野に情報を届けることができる。例えば、ライフジャケットを着ようと思う瞬間や幸せな瞬間をシェアしようというテーマで、インスタグラムやツイッターにハッシュタグを付けて投稿してもらうことで、情報が広がっていく。2 つ目は、心に働きかける取組みとして、家族から働きかける方法。海で働く人・遊ぶ人の家族に協力してもらい、思いを伝える様子を動画にして、講習などで再生してはどうか。3 つ目は、ライフジャケットで助かった命に関する物語を伝える方法。メディアでは、ライフジャケットを着ていなくて亡くなった方がよく放送されているが、助かった人のインタビューを動画にして見ていただければどうか。

全日本釣り団体協議会 高橋委員) 資料 1 の義務範囲の拡大について、新たに義務化される「その他」とは何か。また、遊漁船は遊漁船業の適正化に関する法律の中で、業務規定の改正により対応するという話があるが、どのようなスケジュールを考えているのか。

事務局) その他の船は、タグボートや作業船などその他すべての小型船のことである。

齋藤沿岸・遊漁室長) 遊漁船については、遊漁船業の適正化に関する法律に基づく業務規定を来年の 7 月に向けて改正していくことを考えている。業務規定は、都道府県が認可する仕組みになっていて、現行では、船長は乗客にライフジャケットを着用させるよう努めるという表現になっているので、これを義務化という表現に統一するというのを遅滞なくやっていきたい。

全国漁業就業者確保育成センター（小坂委員）周知啓発活動に異論はない。すぐにといいことはないかもしれないが、罰則を強化していかないと、啓発活動をいくらやっても飛躍的に着用率は上がっていかないのではないかと。シートベルトでも最初は注意を受けるだけだったが、罰則がかかったことで着用率が上がった。急ぐことはないと思うが、1年、2年経った時、罰則の強化も含めて、着用率が100%になるように取り組んでほしい。

全日本海員組合（高橋委員）小坂委員の意見に賛同する。三十数年この問題に携わっており、自分が海中転落した体験を伝えているが、自分は海に落ちない、落ちても助かるということではなかなか進まない。今日明日やってほしいということではないが、罰則のようなきつものも検討する時期に来ているのではないかと。海に囲まれた日本では、海中に転落しても絶対に助かって帰ってくるのだという安全担保が必要である。

日本海難防止協会（大内委員）賛成である。海上保安庁のOBだが、捜索をして、捜索を打ち切るときの家族への断りが一番きつい。家族に対してそういう思いをさせないためにも、義務化とともに罰則も含めて検討してもらいたい。

○資料8に基づき、海事局から、今後の予定について説明。

事務局）パブリックコメントを6月15日まで実施した後、28年7月下旬に改正省令を公布し、29年夏頃の義務化を予定している。周知啓発活動については、早めにやれることを周知啓発活動第一弾として実施し、準備に時間が必要なものを第二弾として来年の夏ごろからやっていきたいと思っている。

以上